

事務連絡
平成23年6月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成23年厚生労働省告示第207号）が公布され、平成23年7月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」（平成22年3月5日事務連絡）を次のように改正し、平成23年7月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

- 1 別表Ⅱ区分112に次のように加える。
 - (9) トリプルチャンバ（Ⅲ型）

B00211209

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分		機能区分コード			
112	ベースメーカー				
(1)	シングルチャンバ	B002	112	01	
(2)	削除				
(3)	デュアルチャンバ（I型・II型）	B002	112	03	
(4)	削除				
(5)	デュアルチャンバ（III型）	B002	112	05	
(6)	デュアルチャンバ（IV型）	B002	112	06	
(7)	トリプルチャンバ（I型）	B002	112	07	
(8)	トリプルチャンバ（II型）	B002	112	08	
(9)	トリプルチャンバ（III型）	B002	112	09	

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分		機能区分コード			
112	ベースメーカー				
(1)	シングルチャンバ	B002	112	01	
(2)	削除				
(3)	デュアルチャンバ（I型・II型）	B002	112	03	
(4)	削除				
(5)	デュアルチャンバ（III型）	B002	112	05	
(6)	デュアルチャンバ（IV型）	B002	112	06	
(7)	トリプルチャンバ（I型）	B002	112	07	
(8)	トリプルチャンバ（II型）	B002	112	08	